

国保事業費納付金の算定方法(イメージ)

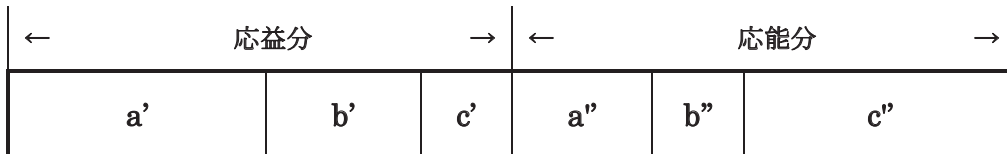
【1】納付金算定基礎額（県全体）を算定

県は、保険給付費及び公費等を推計し、納付金算定基礎額を算出



【2】応益分と応能分に区分

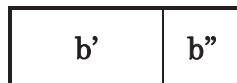
【1】で算出した「納付金算定基礎額」を、応益分と応能分に区分し、応益分は、各市町村の被保険者数や世帯数、応能分は、所得総額が県全体に占める比率により按分し、各市町村に割り当て



A 市町村



B 市町村



C 市町村



【3】医療費水準による調整

【2】で算定した額を、年齢調整後の医療費水準に応じて調整

A 市町村



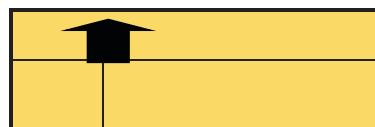
1) 1人あたり医療費が県平均よりも低い
納付金が割引かれ、負担減少

B 市町村



3) 1人あたり医療費が県平均並
調整は生じず、平均的な負担

C 市町村

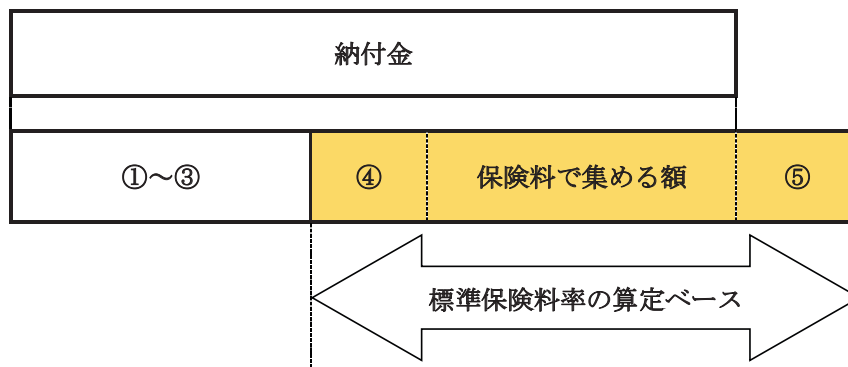


2) 1人あたり医療費が県平均よりも高い
納付金が割増され、負担増大

【4】標準保険料率算定のための納付金額の調整

市町村標準保険料率を算定するにあたっては、各市町村が可能な限りそのまま保険料率決定の参考にすることができるよう、必要な項目について、【3】の各市町村の額を個別に加減算。

【A 市町村】



①▲ 保険者支援制度	②▲ 特別調整交付金等 (精神、子ども等)	③▲ 保険者努力支援制度	④ 保険料軽減	⑤+ 保険料で集める 保健事業分 等
低所得者の被保険者数に応じて自動的に支援額が決定されるため、 過去の実績等を踏まえて算定し、 <u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u>	市町村の所与の事情に応じて決定されるため、 過去の実績等を踏まえて算定し、 <u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u>	市町村の努力に応じて交付されるため、 一定の前提のもとでの推計を行い、 <u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u>	低所得者に対する保険料軽減措置は、保険料率算定後に個別に行われるため、 標準保険料率の算定ベース上は、 <u>納付金から差し引かず標準保険料率を算定</u>	保健事業は各市町村ごとに取組みが異なり、納付金に含めないが、 国保運営方針等を踏まえ、標準保険料率の算定ベース上は、 <u>納付金に加算して標準保険料率を算定</u>

※⑤～保健事業、葬祭諸費、育児諸費、条例減免に要する費用等

【5】都道府県は、【4】で算定した額（標準保険料率の算定ベース）を、標準的な収納率により割り戻した保険料総額を基に、標準保険料率等を算定し市町村へ提示。

【都道府県が算定する保険料率】

i) 都道府県標準保険料率	県全体の納付金に見合った、 <u>全国統一の算定基準（2方式）</u> による保険料率
ii) 市町村標準保険料率	各市町村の納付金に見合った、 <u>福岡県統一の算定基準（3方式）</u> による保険料率
iii) 各市町村の算定方式による保険料率	各市町村の納付金に見合った、 <u>各市町村の算定基準（2～4方式）</u> による保険料率